【平成19年6月27日法律第102号改正後】

第二款　金融商品取引業者

（登録）

第二十九条　金融商品取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

第二款　金融商品取引業者

（登録）

第二十九条　金融商品取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。

（改正前）

（新設）

第二十八条　証券業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営んではならない。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】

（改正後）

第二十八条　証券業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営んではならない。

（改正前）

第二十八条　証券業は、内閣総理大臣の登録を受けた株式会社でなければ、営んではならない。

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

第二十八条　証券業は、内閣総理大臣の登録を受けた株式会社でなければ、営んではならない。

（改正前）

第二十八条　証券業は、金融再生委員会の登録を受けた株式会社でなければ、営んではならない。

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】

（改正後）

第二十八条　証券業は、金融再生委員会の登録を受けた株式会社でなければ、営んではならない。

（改正前）

第二十八条　証券業は、内閣総理大臣の登録を受けた株式会社でなければ、営んではならない。

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第三章　証券会社等

第一節　総則

第二十八条　証券業は、内閣総理大臣の登録を受けた株式会社でなければ、営んではならない。

（②　削除）

（改正前）

第三章　証券会社等

（新設）

第二十八条　証券業は、内閣総理大臣の免許を受けた株式会社でなければ、これを営むことができない。

②　前項の免許は、次に掲げる四種類とする。

一　第二条第八項第一号に掲げる行為を行う業務の免許

二　第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為を行う業務の免許

三　第二条第八項第四号及び第五号に掲げる行為を行う業務の免許

四　第二条第八項第六号に掲げる行為を行う業務の免許

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】

（改正後）

第二十八条　証券業は、内閣総理大臣の免許を受けた株式会社でなければ、これを営むことができない。

②　前項の免許は、次に掲げる四種類とする。

一　第二条第八項第一号に掲げる行為を行う業務の免許

二　第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為を行う業務の免許

三　第二条第八項第四号及び第五号に掲げる行為を行う業務の免許

四　第二条第八項第六号に掲げる行為を行う業務の免許

（改正前）

第二十八条　証券業は、大蔵大臣の免許を受けた株式会社でなければ、これを営むことができない。

②　前項の免許は、次に掲げる四種類とする。

一　第二条第八項第一号に掲げる行為を行う業務の免許

二　第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為を行う業務の免許

三　第二条第八項第四号及び第五号に掲げる行為を行う業務の免許

四　第二条第八項第六号に掲げる行為を行う業務の免許

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】 （改正なし）

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成4年6月5日 法律第73号】 （改正なし）

【平成3年10月5日 法律第96号】 （改正なし）

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】 （改正なし）

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】

（改正後）

第二十八条　証券業は、大蔵大臣の免許を受けた株式会社でなければ、これを営むことができない。

②　前項の免許は、次に掲げる四種類とする。

一　第二条第八項第一号に掲げる行為を行う業務の免許

二　第二条第八項第二号及び第三号に掲げる行為を行う業務の免許

三　第二条第八項第四号及び第五号に掲げる行為を行う業務の免許

四　第二条第八項第六号に掲げる行為を行う業務の免許

（改正前）

第二十八条　証券業は、大蔵大臣の免許を受けた株式会社でなければ、これを営むことができない。

②　前項の免許は、次に掲げる四種類とする。

一　有価証券の売買を行なう業務の免許

二　有価証券の売買の媒介、取次ぎ及び代理並びに有価証券市場における売買取引の委託の媒介、取次ぎ及び代理を行なう業務の免許

三　有価証券の引受け及び売出しを行なう業務の免許

四　有価証券の募集及び売出しの取扱いを行なう業務の免許

【昭和60年6月21日 法律第71号】 （改正なし）

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】

（改正後）

第三章　証券会社等

（改正前）

第三章　証券会社

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第4号】 （改正なし）

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

第三章　証券会社

第二十八条　証券業は、大蔵大臣の免許を受けた株式会社でなければ、これを営むことができない。

②　前項の免許は、次に掲げる四種類とする。

一　有価証券の売買を行なう業務の免許

二　有価証券の売買の媒介、取次ぎ及び代理並びに有価証券市場における売買取引の委託の媒介、取次ぎ及び代理を行なう業務の免許

三　有価証券の引受け及び売出しを行なう業務の免許

四　有価証券の募集及び売出しの取扱いを行なう業務の免許

（改正前）

第三章　証券業者

第二十八条　証券業は、大蔵省に備える証券業者登録原簿に登録された株式会社でなければ、これを営んではならない。

②　証券業を営もうとする者は、左に掲げる事項を記載した登録申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　本店その他の営業所又は代理店の名称及び所在の場所

三　資本の額及び役員の氏名

③　前項の登録申請書には、定款、会社登記簿の謄本その他の書類で大蔵省令で定めるものを添附しなければならない。

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第二十八条　証券業は、大蔵省に備える証券業者登録原簿に登録された株式会社でなければ、これを営んではならない。

②　証券業を営もうとする者は、左に掲げる事項を記載した登録申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　本店その他の営業所又は代理店の名称及び所在の場所

三　　資本の額　及び役員の氏名

（四　削除）

③　前項の登録申請書には、定款、会社登記簿の謄本その他の書類で大蔵省令で定めるものを添附しなければならない。

（一～三　削除）

（④　削除）

（改正前）

第二十八条　証券業は、大蔵省に備える証券業者登録原簿に登録された者でなければ、これを営んではならない。

②　証券業を営もうとする者は、左に掲げる事項を記載した登録申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　本店その他の営業所又は代理店の名称及び所在の場所

三　会社であるときは、その資本の額又は出資の総額及び役員の氏名

四　個人であるときは、その者の氏名

③　前項の登録申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一　会社であるときは、定款、会社登記簿の謄本、主要株主の氏名又は名称及びその有する株式の数又はその者のなした出資の金額を記載した書面、役員の履歴書、戸籍抄本又は戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項に規定する証明書（以下戸籍証明書という。）及びその者が第三十一条第一号、第二号及び第三号の二乃至第四号の規定に該当しないことを誓約する書面、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに大蔵省令で定める様式により作成した営業用純資本額に関する調書（以下営業用純資本額調書という。）

二　個人であるときは、その者及び法定代理人の履歴書、戸籍抄本又は戸籍証明書及び第三十一条第一号、第二号及び第三号の二乃至第五号の規定に該当しないことを誓約する書面並びに大蔵省令で定める様式により作成した第三十一条第十号に規定する資産の額に関する調書及び営業用純資本額調書

三　代理店があるときは、代理店契約書の写

④　前項第一号又は第二号の営業用純資本額調書は、登録申請日前三十日以内の日の現在において作成したものでなければならない。

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第二十八条　証券業は、大蔵省に備える証券業者登録原簿に登録された者でなければ、これを営んではならない。

②　証券業を営もうとする者は、左に掲げる事項を記載した登録申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一　商号

二　本店その他の営業所又は代理店の名称及び所在の場所

三　会社であるときは、その資本の額又は出資の総額及び役員の氏名

四　個人であるときは、その者の氏名

③　前項の登録申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一　会社であるときは、定款、会社登記簿の謄本、主要株主の氏名又は名称及びその有する株式の数又はその者のなした出資の金額を記載した書面、役員の履歴書、戸籍抄本又は戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項に規定する証明書（以下戸籍証明書という。）及びその者が第三十一条第一号、第二号及び第三号の二乃至第四号の規定に該当しないことを誓約する書面、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに大蔵省令で定める様式により作成した営業用純資本額に関する調書（以下営業用純資本額調書という。）

二　個人であるときは、その者及び法定代理人の履歴書、戸籍抄本又は戸籍証明書及び第三十一条第一号、第二号及び第三号の二乃至第五号の規定に該当しないことを誓約する書面並びに大蔵省令で定める様式により作成した第三十一条第十号に規定する資産の額に関する調書及び営業用純資本額調書

三　代理店があるときは、代理店契約書の写

④　前項第一号又は第二号の営業用純資本額調書は、登録申請日前三十日以内の日の現在において作成したものでなければならない。

（改正前）

第二十八条　証券業は、証券取引委員会に備える証券業者登録原簿に登録された者でなければ、これを営んではならない。

②　証券業を営もうとする者は、左に掲げる事項を記載した登録申請書を証券取引委員会に提出しなければならない。

一　商号

二　本店その他の営業所又は代理店の名称及び所在の場所

三　会社であるときは、その資本の額又は出資の総額及び役員の氏名

四　個人であるときは、その者の氏名

③　前項の登録申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一　会社であるときは、定款、会社登記簿の謄本、主要株主の氏名又は名称及びその有する株式の数又はその者のなした出資の金額を記載した書面、役員の履歴書、戸籍抄本又は戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項に規定する証明書（以下戸籍証明書という。）及びその者が第三十一条第一号、第二号及び第三号の二乃至第四号の規定に該当しないことを誓約する書面、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに証券取引委員会規則で定める様式により作成した営業用純資本額に関する調書（以下営業用純資本額調書という。）

二　個人であるときは、その者及び法定代理人の履歴書、戸籍抄本又は戸籍証明書及び第三十一条第一号、第二号及び第三号の二乃至第五号の規定に該当しないことを誓約する書面並びに証券取引委員会規則で定める様式により作成した第三十一条第十号に規定する資産の額に関する調書及び営業用純資本額調書

三　代理店があるときは、代理店契約書の写

④　前項第一号又は第二号の営業用純資本額調書は、登録申請日前三十日以内の日の現在において作成したものでなければならない。

【昭和26年6月15日 法律第240号】

（改正後）

②　証券業を営もうとする者は、左に掲げる事項を記載した登録申請書を証券取引委員会に提出しなければならない。

一　商号

二　本店その他の営業所又は代理店の名称及び所在の場所

三　会社であるときは、その資本の額又は出資の総額及び役員の氏名

四　個人であるときは、その者の氏名

（改正前）

②　証券業を営もうとする者は、左に掲げる事項を記載した登録申請書を証券取引委員会に提出しなければならない。

一　商号

二　本店その他の営業所又は代理店の名称及び所在の場所

三　会社であるときは、その資本金額及び役員の氏名

四　個人であるときは、その者の氏名

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】

（改正後）

③　前項の登録申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一　会社であるときは、定款、会社登記簿の謄本、主要株主の氏名又は名称及びその有する株式の数又はその者のなした出資の金額を記載した書面、役員の履歴書、戸籍抄本又は戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項に規定する証明書（以下戸籍証明書という。）及びその者が第三十一条第一号、第二号及び第三号の二乃至第四号の規定に該当しないことを誓約する書面、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに証券取引委員会規則で定める様式により作成した営業用純資本額に関する調書（以下営業用純資本額調書という。）

二　個人であるときは、その者及び法定代理人の履歴書、戸籍抄本又は戸籍証明書及び第三十一条第一号、第二号及び第三号の二乃至第五号の規定に該当しないことを誓約する書面並びに証券取引委員会規則で定める様式により作成した第三十一条第十号に規定する資産の額に関する調書及び営業用純資本額調書

三　代理店があるときは、代理店契約書の写

（改正前）

③　前項の登録申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一　会社であるときは、定款、会社登記簿の謄本、主要株主の氏名又は名称及びその有する株式の数又はその者のなした出資の金額を記載した書面、役員の履歴書、戸籍抄本又は戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項に規定する証明書（以下戸籍証明書という。）及びその者が第三十一条第一号、第二号及び第三号の二乃至第四号の規定に該当しないことを誓約する書面、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに証券取引委員会規則で定める様式により作成した営業用純資本額に関する調書（以下営業用純資本額調書という。）

二　個人であるときは、その者及び法定代理人の履歴書、戸籍抄本又は戸籍証明書及び第三十一条第一号、第二号及び第三号の二乃至第五号の規定に該当しないことを誓約する書面並びに営業用純資本額調書

三　代理店があるときは、代理店契約書の写

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】

（改正後）

③　前項の登録申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一　会社であるときは、定款、会社登記簿の謄本、主要株主の氏名又は名称及びその有する株式の数又はその者のなした出資の金額を記載した書面、役員の履歴書、戸籍抄本又は戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項に規定する証明書（以下戸籍証明書という。）及びその者が第三十一条第一号、第二号及び第三号の二乃至第四号の規定に該当しないことを誓約する書面、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに証券取引委員会規則で定める様式により作成した営業用純資本額に関する調書（以下営業用純資本額調書という。）

二　個人であるときは、その者及び法定代理人の履歴書、戸籍抄本又は戸籍証明書及び第三十一条第一号、第二号及び第三号の二乃至第五号の規定に該当しないことを誓約する書面並びに営業用純資本額調書

三　代理店があるときは、代理店契約書の写

（改正前）

③　前項の登録申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一　会社であるときは、定款、会社登記簿の謄本、主要株主の氏名又は名称及びその有する株式の数又はその者のなした出資の金額を記載した書面、役員の履歴書、戸籍謄本及びその者が第三十一条第一号、第二号及び第四号の規定に該当しないことを誓約する書面、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに証券取引委員会規則で定める様式により作成した営業用純資本額に関する調書（以下営業用純資本額調書という。）

二　個人であるときは、その者及び法定代理人の履歴書、戸籍謄本及び第三十一条第一号、第二号、第四号及び第五号の規定に該当しないことを誓約する書面並びに営業用純資本額調書

三　代理店があるときは、代理店契約書の写

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第三章　証券業者

第二十八条　証券業は、証券取引委員会に備える証券業者登録原簿に登録された者でなければ、これを営んではならない。

②　証券業を営もうとする者は、左に掲げる事項を記載した登録申請書を証券取引委員会に提出しなければならない。

一　商号

二　本店その他の営業所又は代理店の名称及び所在の場所

三　会社であるときは、その資本金額及び役員の氏名

四　個人であるときは、その者の氏名

③　前項の登録申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一　会社であるときは、定款、会社登記簿の謄本、主要株主の氏名又は名称及びその有する株式の数又はその者のなした出資の金額を記載した書面、役員の履歴書、戸籍謄本及びその者が第三十一条第一号、第二号及び第四号の規定に該当しないことを誓約する書面、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに証券取引委員会規則で定める様式により作成した営業用純資本額に関する調書（以下営業用純資本額調書という。）

二　個人であるときは、その者及び法定代理人の履歴書、戸籍謄本及び第三十一条第一号、第二号、第四号及び第五号の規定に該当しないことを誓約する書面並びに営業用純資本額調書

三　代理店があるときは、代理店契約書の写

④　前項第一号又は第二号の営業用純資本額調書は、登録申請日前三十日以内の日の現在において作成したものでなければならない。